

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年3月25日(2010.3.25)

【公表番号】特表2006-525834(P2006-525834A)

【公表日】平成18年11月16日(2006.11.16)

【年通号数】公開・登録公報2006-045

【出願番号】特願2006-505408(P2006-505408)

【国際特許分類】

A 6 1 M 25/00 (2006.01)

A 6 1 F 2/82 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 25/00 4 0 5 Z

A 6 1 M 29/02

【誤訳訂正書】

【提出日】平成22年2月2日(2010.2.2)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

体内に挿入するための遠位端と、体外に留まる近位端とを設けた経皮経管システムであつて、該システムは、

システムの長さ分だけ延びて、遠位端と近位端を設けた内側カテーテルを有しており、内側カテーテル自体が、

内側管材(102)と、

内側管材の少なくとも一部の周囲に配置され、遠位端、近位端、遠位領域(114)、中間領域、近位領域(112)を設けたワイヤコイル(110)と、

近位端と遠位端を設け、ワイヤコイルの少なくとも一部の周囲に配置された外側管材(124)とを備え、

ワイヤコイルは、その中間領域では閉コイル構造を呈しており、その遠位領域と近位領域のうちの少なくとも一方では開コイル構造を呈しているとともに、

システムの近位端から遠位端まで延びた液体用流路が、開コイル構造を通って放射方向に延びた部分を設けていることを特徴とするシステム。

【請求項2】

前記ワイヤコイルは、遠位領域と近位領域の両方において開コイル構造を呈していることを特徴とする、請求項1に記載のシステム。

【請求項3】

前記ワイヤコイルは、前記液体用流路の少なくとも一部を定めることで、コイルの互いに隣接し合う巻線によって外郭を定められた螺旋状の経路を設けていることを特徴とする、請求項1または請求項2に記載のシステム。

【請求項4】

前記ワイヤコイルは、前記液体用流路の少なくとも一部を定めることで、前記内側管材と前記ワイヤコイルの互いに隣接し合う巻線によって境界が定められた環状の経路を設けていることを特徴とする、請求項1から請求項3のいずれか1項に記載のシステム。

【請求項5】

前記外側管材は前記ワイヤコイルを圧縮する収縮管材であることを特徴とする、請求項

1 から請求項 4 のいずれか 1 項に記載のシステム。

【請求項 6】

前記外側管材はポリテトラフルオロエチレン (PTFE) から作成されていることを特徴とする、請求項 1 から請求項 5 のいずれか 1 項に記載のシステム。

【請求項 7】

前記内側管材は、中を通してガイドワイヤを挿入したり後退させたりするための内側管腔 (104) を定めていることを特徴とする、請求項 1 から請求項 6 のいずれか 1 項に記載のシステム。

【請求項 8】

前記内側管材に、その遠位端で取り付けられている先端部 (106) を更に備えていることを特徴とする、請求項 1 から請求項 7 のいずれか 1 項に記載のシステム。

【請求項 9】

前記内側管材は、その遠位部の周囲に、医療装置を受け入れるための環状領域を定めており、前記環状領域は前記ワイヤコイルの遠位端より遠位に位置しているとともに、内側管材の遠位端より近位に位置していることを特徴とする、請求項 1 から請求項 8 のいずれか 1 項に記載のシステム。

【請求項 10】

前記外側管材の外面に潤滑な皮膜 (132) を更に備えていることを特徴とする、請求項 1 から請求項 9 のいずれか 1 項に記載のシステム。

【請求項 11】

遠位端および近位端を設けた、医療装置を搬送するための装置であって、該装置は、請求項 1 から請求項 10 のいずれか 1 項に記載のシステムと、

遠位端および近位端を設けた、前記内側カテーテルの全長の少なくとも一部に沿ってシステムのシステムの周囲に配置された外側鞘部材 (202) とを備え、外側鞘部材の近位端に端部関連の引張り応力を付与することにより、外側鞘部材は内側カテーテルに対して近位方向に後退することができるようになり、装置の遠位端において作動段階を実施することができるようとしたことを特徴とする、医療装置を搬送するための装置。

【請求項 12】

前記内側カテーテルは、作動段階中に付与された引張り応力から生じる、付随する外側鞘部材の放射方向内向きの収縮に抵抗することを特徴とする、請求項 11 に記載の医療装置を搬送するための装置。

【請求項 13】

前記鞘部材は熱可塑性エラストマー素材から作成されていることを特徴とする、請求項 11 または請求項 12 に記載の医療装置を搬送するための装置。

【請求項 14】

前記内側カテーテルと前記鞘部材に接続されて、内側カテーテルに対して近位方向に鞘部材を後退させる作動手段 (150、250) を前記装置の近位端に更に備えていることを特徴とする、請求項 11 から請求項 13 のいずれか 1 項に記載の医療装置を搬送するための装置。

【請求項 15】

体内に配備するための医療装置を含んでおり、医療装置は前期鞘部材の内側で前記装置の遠位端付近で医療装置を受け入れる環状領域内に維持されており、医療装置は前記内側カテーテルに対して近位方向に鞘部材を後退させることにより解放することができることを特徴とした、請求項 11 から請求項 14 のいずれか 1 項に記載の医療装置を搬送するための装置。

【請求項 16】

前記医療装置は前記外側鞘部材の内部で前記ワイヤコイルの遠位端より遠位で保持され、

医療装置は、その少なくとも一部の周囲に配置されている鞘部材によって放射方向に圧縮された第 1 の状態に維持され、

鞘部材を後退させている最中は、医療装置は鞘部材と一緒に近位方向に移動することをワイヤコイルによって防止されており、

鞘部材が内側カテーテルに対して近位方向に後退させられると、医療装置は解放されて、放射方向に圧縮が弛んだ第2の状態へと拡張するようにしたことを特徴とする、請求項15に記載の医療装置を搬送するための装置。

【請求項17】

前記医療装置は自己拡張型のステントであることを特徴とする、請求項15または請求項16に記載の医療装置を搬送するための装置。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0010

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0010】

本発明の一観点によれば、システムの長さ分だけ延びて、遠位端と近位端を設けた内側管材と、内側管材の少なくとも一部の周囲に配備され、遠位端、近位端、遠位領域、中間領域、および、近位領域を有しているワイヤコイルと、遠位端および近位端を有し、ワイヤコイルの少なくとも一部の周囲に配備された外側管材とから構成されている、体内に挿入するための遠位端と体外に留まる近位端とを設けた経皮経管システムが提供されるが、このシステムは、中間領域を閉コイル構造にするとともに遠位領域および近位領域のうちの少なくとも一方に開コイル構造を設けたワイヤコイルと、開コイル構造を通して放射方向に延びた部分を有しているシステムの近位端から遠位端まで延びている液体用流路とを特徴としている。